

|   |                                   |    |                |
|---|-----------------------------------|----|----------------|
| 会議名   | (仮称)市民参画条例策定委員会グループ会議 火曜日グループ(要旨) |    |                |
| 日時  | 平成19年 7月3日(火)<br>午後7時~9時          | 場所 | 市役所東館8階 805会議室 |
| 出席者   | 火曜日グループ 3名(小田、佐々木、米田)             |    |                |
|   | 職員 1名(和田)                         |    |                |
|   |                                   |    |                |
| 内 容   |                                   |    |                |
| <p><b>1. 意見交換の開催について</b></p> <p>(1) 意見交換会スケジュール</p> <p>日 程</p> <p>可能ならば、鳴尾地区で、もう1日開催してもらいたい。</p> <p>(理由) ア. できるだけ多くの市民から意見を聞きたい。</p> <p>イ. 意見交換の時間が短くなることも予測されるので、参加者の多い会合にならないほうが良い。</p> <p>会 場</p> <p>事務局に一任</p> <p>規 模</p> <p>参加人数は20人程度が適切。</p> <p>(2) 市民から意見を聞く機会はこれだけでよいか。</p> <p>参加できない人の意見をどうするか。</p> <p>更なる「意見交換会」の開催や「パブリックコメント」等を行わず「中間まとめたたき台」表紙の中下段に</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>この内容に関するご意見・ご質問は、次の窓口にお寄せください。</p> <p>〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号</p> <p>西宮市役所 総合企画局 企画総括室 政策推進グループ(武林、和田)</p> <p>TEL(0798)35-3476 FAX(0798)23-3084</p> <p>Eメール vo_seisaku@nishi.or.jp</p> </div> <p>と記載して、市民の意見等の受付窓口を明確にしておく。</p> <p>別の手段を行う場合の時期は</p> <p>市との調整を終え、市議会に提出する前の段階で、この「市の条例案」について「パブリックコメント」や「市民フォーラム」等を実施する。</p> |                                   |    |                |

(3) 意見交換会はどういう形で行うか。

意見交換の進め方

会場の準備、会議の記録……市事務局

会議の司会、説明、応答……策定委員（必要に応じてアドバイザーがコメントし、  
策定委員からの諮問があれば市事務局が説明する）

意見交換の内容

30分～40分で「中間まとめ」を概略説明、その後に意見交換。計2時間の会議とする。

概略説明の資料(案)は <資料1> のとおり。

意見に対する答えはどうか。

想定質問を用意し、回答を全体会議で検討しておいたほうがよい。

「市民参画・協働のための条例」策定についての意見交換会

(仮称)市民参画策定委員会

- 1 . なぜ今「市民参画・協働のための条例」が必要なのでしょうか。(P.1~4)
- 2 . この条例の理念と基本原則等は (P.5~6)
- 3 . 市民の範囲、市民と市(行政)の役割と責務は (P.7~8)
- 4 . 市民参画について (P.9~14)
  - (1) 市民はどのような行政活動に参画できるのでしょうか。
  - (2) 市民が行政活動に参画するには、どのような方法があるのでしょうか。  
市が作った政策案について、市民が意見を提出したり述べたりする方法  
市民自らが政策案を作り、市に提案する方法
  - (3) (2)の市民意見や提案は、それがどのように検討され回答(公表)され、市の政策に活かされるのでしょうか。
- 5 . 住民投票制度について (P.15)
- 6 . この条例がうまく運用されているか否かを、誰がチェックし対処するのでしょうか。  
(P.16~17)
- 7 . 体制や組織等をどのようにすれば良いでしょうか。(P.18~19)
  - (1) 「市民の参画・協働」を推進するため、市は担当部署を設置し、地域担当職員を任命する。
  - (2) 市民公益活動の支援拠点を整備する。
  - (3) 人材を育成する。
  - (4) 「行政サービス登録制度」を創設する。
  - (5) (4)で登録された市民公益活動団体等に「行政サービス」を協働してもらう仕組みを作る。
- 8 . コミュニティ活動を推進するには、どうすれば良いでしょうか。(P.20~21)

身近なことについて、住民が市職員や他の住民等と話し合ったり意見を交換することによって情報を提供し共有するとともに、地域の課題について、市や市民公益活動団体等の支援も得て、みんなの力で改善・解決するには『小学校区ごとに自治会及び関係団体で組織された「(仮称)地区市民協議会を整備する」ことが必要ではないだろうか...』と私達は考え、具体的な組織や役割等について討議しています。

以上